

# 第 90 代議長事務引継書

令和元年 6 月 21 日

前市議会議長 町田 博喜

市議会議長 大石 伸雄

# 第 90 代議長事務引継書 目次

はじめに .....	1
1 正副議長の職務について	
(1) 法律及び条例で規定されている職務 .....	2
(2) 正副議長に対する所管事務報告等事前説明（議会の代表） .....	2
(3) 会合等への出席について（議会の代表） .....	2
① 総論	
② 挨拶・祝辞	
③ 議長交際費を要する会合への出席	
(4) 議長交際（議会の代表） .....	3
① 視察の受け入れ対応	
② 各種表彰受賞者へのお祝い	
③ 姉妹・友好都市との交流	
④ その他（年会費等）	
(5) 議会事務局の統括（議会の事務の統理） .....	4
① 目標管理・人事評価	
② 事務局組織体制等の検討	
③ 正副議長と議会事務局の連絡会議・課題の共有	
(6) 市議会議長会について（議会の代表） .....	5
① 兵庫県市議会議長会・阪神市議会議長会	
② 全国市議会議長会・近畿市議会議長会	
③ 中核市議会議長会	
(7) その他 .....	6
① 引継式及び引継書の公開	
② 議長公用車の運用	
③ 議会内での会議への出席	
2 協議が継続されている主な課題について	
(1) 議会運営委員会 .....	8
① 議選監査委員のあり方	
② 本会議における質問方法（一問完結方式）	
③ 正副委員長の報酬加算の見直し（正副委員長の職責、常任委員会の数）	
(2) 広報広聴特別委員会 .....	9
① 議会資料のペーパーレス化	
② 学生等の議会体験	
3 事務の効率化（業務棚卸の実施）について .....	10
4 政務活動費について .....	11

5	議会関係予算について	
(1)	本会議における速記士配置の見直し	11
(2)	議会棟受付業務及び本会議傍聴受付・整理業務の委託	11
6	議会棟の有効活用等について	
(1)	議会棟内の各種部屋の配置	11
(2)	歴代議長の写真展示	11
(3)	本会議場の積極利用	12
(4)	子育て世代による傍聴希望者への配慮	12
7	定例記者会見	12
8	常任委員会	
(1)	施策研究テーマ	12
(2)	民間事業者等との勉強会	13
(3)	正副委員長との懇談会	13
9	議会運営委員会で協議された事項	
(1)	西宮市議会基本条例の見直し	13
(2)	第5次西宮市総合計画	14
(3)	決議案第4号	14
(4)	阪神水道企業団議会	15
10	議会運営の課題に関する検討会議で協議された事項	
(1)	西宮市議会BCP（業務継続計画）	15
(2)	西宮市議会議員政治論理条例	16
11	その他	
(1)	議場における写真・ビデオ撮影等	16
(2)	パソコン通訳	16

## はじめに

平成 30 年 6 月 15 日に西宮市議会議長の職務を引き継ぎ、1 年が経過した。

この 1 年間を振り返ると、まず新市長が編成した予算の審議、そして、第 5 次西宮市総合計画の制定など、議会としての大きな役割を果たす 1 年であったと言える。

また、市議会として、県立西宮病院と市立中央病院の経営統合に向け平成 27 年から 3 度にわたり県に対して意見書を提出していたものが、新病院の設立に向け統合再編基本協定の締結に至ったことや、西宮中央運動公園の再整備、西宮中央卸売市場の再整備の方向性を決めて行くという重要な課題についても取り組みを進めたが、今後も慎重な審議を願いたい。

議会運営に当たっては、西宮市議会 B C P の策定などの重要な課題について「議会運営の課題に関する検討会議」を設置し、検討するとともに、その他の検討事項や取り決め、報告等についても議会運営委員会に諮り、協議を行った。

本市議会においても、任期満了に伴う統一地方選挙が平成 31 年 4 月に行われた結果、新議会においては議員定数の 4 分の 1 近い新たな議員を迎えることになったため、一層丁寧な議会運営が求められることとなる。

西宮市議会 B C P については、平成 30 年 6 月に制定し、その後、内容の改訂を進めてきたが、平成 30 年 6 月 18 日の本会議開催日に大阪府北部地震もあり、議員の行動、議会の対応についても、今後、訓練や行動マニュアルの見直し、項目の追加が必要となる。

議会事務局の事務に関しては、議長として議会の事務を統理する立場から、仕事の効率性を求めるとともに、仕事量と人員のバランスについても、助言が必要である。

以上、議長事務引継に当たっての概要を述べたが、議長職務などの詳細については、別に記すものとする。

## 【 主に正副議長の職務及び役割に係る事項 】

### 1 正副議長の職務について

#### (1) 法律及び条例で規定されている職務

地方自治法で規定されている議長の職務は、①議場の秩序維持（法 104、法 129）、②議事整理権（法 104）、③議会の事務の統理権（法 104、法 138（5））、④裁決権（法 116（1））、⑤議会の代表（統理）権（法 104）、⑥委員会への出席発言権（法 105）、⑦傍聴人への対応、傍聴規則の制定（法 130）があり、常にこれらを念頭に入れ、本会議の議事及び議会運営にあたらなければならない。

また、西宮市議会基本条例第 6 条では、議長の職務として、西宮市議会委員会条例に定める委員会運営の進捗管理、助言及び改善の勧告、並びに政務活動費適正処理に関する勧告を行うことが規定されている。

#### (2) 正副議長に対する所管事務報告等事前説明（議会の代表）

以下の点に留意して説明に臨んだ。

- ① 議会の中で、最も早く情報提供されるものであるため、情報に関しては、公正かつ公平性を考慮して取り扱わなければならない。
- ② 議会を代表して議会運営を円滑に進めることを最大の目的としていることから、公正を期すため、緊急の場合を除いて必ず正副議長が揃い、かつ議会事務局長が同席して、説明を受けるものとする。
- ③ 速やかに議会全体に情報を提供しなければならないことから、議会事務局の日程調整に協力し、登庁していない場合も速やかに連絡が取れるよう配慮する。
- ④ 説明を受けた際には、疑問点の質問を除いて、過度に施策の内容に関する意見を述べることは控え、各常任委員会での議論に委ねることとし、必要があれば、公正かつ円滑な議会運営の視点をもって当局に対して指摘する。

#### (3) 会合等への出席について（議会の代表）

##### ① 総論

正副議長の出席を依頼される各種行事等の数は非常に多く、また多岐にわたっている。そして、正副議長の双方あるいはいずれかが出席することとしている。

これらについて、出欠や随行職員の要否の判断については、これまでの議長事務引継を踏まえて検討を行い、概ね以下のとおり対応することとした。

ア 出欠の判断を行う際には、行事や会議の性質、主催者と議会との関係性を踏まえることとする。

イ 職員の随行については、随行先で業務がある場合等、必要な場合に命じることとする。

② 挨拶・祝辞

西宮市議会基本条例施行規程に基づき、議会広報を兼ねた挨拶を行うために、過去の挨拶文や議会事務局が収集した出席する会合の内容、主催団体に関する資料を参考にして出席者本人（正副議長のいずれか）が作成し、次年度へ継承することが望ましい。

③ 議長交際費を要する会合への出席

招待された会合については、過去からの慣例を重視しつつ、正副議長で分担して出席した。なお、出席者負担金を要する会合への出席者は原則1名とした。

**(4) 議長交際（議会の代表）**

① 視察の受け入れ対応

視察の受け入れ対応については、これまでと同様、議長又は副議長が極力同席し、冒頭の歓迎の挨拶を市の説明を兼ねて行うようにした。また、案件によっては、時間の許す限り同席し、本市議会の実情について、本市を訪問された議員のご質問に対し、説明するようにした。

② 各種表彰受賞者へのお祝い

各種表彰の受賞者が、市内在住もしくは市内で活動、または市とかかわりの深い場合は、正副議長名で祝電を送付している。また、お祝いの訪問については、元西宮市議会議員（議員待遇者）に対して行った。

③ 姉妹・友好都市との交流

ア 国内友好都市

高知県梶原町の町長、町議会議長をはじめ、職員の皆様には頻繁に来西していただいております。情報交換の機会になっている。また、鹿児島県奄美市の職員の方々にも、毎年、市民祭りの際にブースを出展いただいている。なお、本市議会から国内友好都市を訪問する機会はなかった。

イ 国際友好都市

中国の紹興市において、平成28年度に引き続き第2回目となる国際友好都市大会の開催に当たり、本市に対し招聘があった。市議会代表としてこの招聘に応じ、平成30年11月5日から同月7日までの3日間、市長らとともに紹興市を訪問し、同市及び本大会に参加した世界各国の都市に対し本市をPRするとともに、友好の絆を深めた。

④ その他（年会費等）

田中前議長から「年会費を議長交際費で支払っているにもかかわらず、正副議長ともに会合に出席できていない団体や、年会費を支出することになった経緯について記録が残っていない、また当該団体の実質的な活動に関与がないような団体については、早急に整理する必要がある」との引き継ぎが行われていた。

これらについて整理した結果、内外情勢調査会については、議会運営委員会での報告のとおり令和元年度より退会することとした。

## (5) 議会事務局の統括（議会の事務の統理）

### ① 目標管理・人事評価

毎年4月に、市が実施している目標管理において、議会事務局としての目標設定を行っている。議長が評価者となることから、今年度の目標については、議会事務局長が議長と相談の上、目標を設定しているので、ご確認いただきたい。

また、人事評価についても、議会事務局長及び次長に対しては、議長が評価者となっていることから、人事評価の視点や評価方法については、早期に説明を受けることが望ましい。

### ② 事務局組織体制等の検討

#### ア 事務局の組織

大川原元議長において、事務局職員の定数増の条例改正や増員について、市長をはじめ担当部局に依頼をされた。しかしながら、平成28年12月定例会における職員定数条例での審議の状況を鑑み、事務局職員の定数増の条例改正や増員について議会の総意を得ることが難しいと判断され、平成29年2月1日開催の議会運営委員会において、八木元議長より事務局職員の定数増の依頼を一旦取り下げることが提案され了承された。また同時に、議会事務局の職員定数については、今後、協議していただき、その結論をもって議長が対応するという方向がよいのではないかと提案されている。

そして、平成30年度には、田中前議長・澁谷前副議長において、事務局の業務棚卸の取り組みが進められたため、その進捗状況を注視してきた。今後とも、事務局の業務について、注意深く見守っていくとともに、働き方改革の観点から、育児休業の取得に対する業務分担のあり方などの検討の必要があると考える。

#### イ 議会棟受付業務及び本会議傍聴受付・整理業務の委託

平成31年4月より、議会棟受付業務及び本会議傍聴受付・傍聴整理業務を委託している。

### ③ 正副議長と議会事務局の連絡会議・課題の共有

#### ア 本会議議事確認会議

（出席者） 正副議長、議会事務局長、次長、議事調査課長、議事調査課担当係長

（内容） 本会議の進行を確認するため、本会議の前日午後に定例的に開催した。

#### イ 四役会議

（出席者） 正副議長、議会運営委員会正副委員長、議会事務局長、次長、総務課長、議事調査課長、議事調査課担当係長

（内容） 議会運営委員会における協議事項の調整、進め方を確認するため、議会運営委員会の正副委員長に御協力をいただき、委員会の前日午後に四役会議を定例的に開催した。四役会議を経て、次第書や会議資料を議会事務局が完成させるため、開催時間を早めに設定するなど、修正作業等が職員の超過勤務につながらないよう意を用いた。

ウ 三役会議

(出席者) 議長、「議会運営の課題に関する検討会議」正副座長、議会事務局長、次長、総務課長、議事調査課担当係長

(内 容) 「議会運営の課題に関する検討会議」の正副座長に御協力いただき、協議の進め方について事前説明・御相談をいただく場として、三役会議を定期的で開催した。

エ 正副議長の次週の予定確認

(出席者) 正副議長、秘書・事務管理チーム

(内 容) 毎週末に次週の正副議長の予定公務等について日程確認をすることで、公務の内容確認や情報共有を図ることは有効であった。引き続き、週に1度はこの機会を持つことを続けていただきたい。

**(6) 市議会議長会について（議会の代表）**

各市議会議長会の年間の負担金は以下のとおりとなっている。

会議の名称	負担金の額（年額）
阪神市議会議長会	10万円
兵庫県市議会議長会	16万6千円
近畿市議会議長会	14万5千円
全国市議会議長会	160万1千円
中核市議会議長会	5万円
全国自治体病院経営都市議会協議会	1万8千円

これらは市の負担であることから、議長会の活動を市政発展のためにさらに活用する努力が求められる。

① 兵庫県市議会議長会・阪神市議会議長会

ア 国・県要望

平成30年4月に阪神市議会議長会において、本市から提案した2件の要望案「県立学校の施設管理及び環境改善の取り組みの強化について」及び「待機児童の解消にかかる取り組みについて」については、平成30年4月開催の県市議会議長会総会で可決され、平成30年8月17日に当時の会長市である洲本市議会の議長らとともに県への要望活動を行った。合わせてその旨を議会運営委員会において報告した。

また、県要望事項の県予算への反映状況についても、平成31年3月8日付で会長市から措置状況が送付された。合わせてその旨を議会運営委員会において報告した。

本件要望活動も含めた議長会における動向については、より一層の議会活動に資するよう、本市議会においても共有していただきたい。

イ 知事との懇談会

毎年秋に、知事と本市、及び近隣市の市長、議長との懇談会が開催されており、阪神間に共通する課題について協議されるので活用されたい。



② 全国市議会議長会・近畿市議会議長会

全国市議会議長会においては、令和元年6月から1年間、本市議会が社会文教委員に就任することとなっている。

・ 国への要望

平成30年1月に阪南市議会議長会において、本市議会(田中前議長)から提案した要望案「関西の地方創生と活性化について」については、兵庫県市議会議長会総会、近畿市議会議長会定期総会を経て、全国市議会議長会定期総会(平成30年5月開催)において可決された。その後、全国市議会議長会の社会文教委員会へ付託され、平成30年度に国等への要望活動が行われた。

③ 中核市議会議長会

毎年度、第1回総会において行われる議会報コンクールにおける専門家の講評のうち、本市に対する評価はこれまでも広報広聴特別委員会において共有されてきたが、当日に口頭でなされる全体に向けた講評やアドバイスについても、共有されるよう努めていただきたい。

(7) その他

① 引継式及び引継書の公開

議長の事務及び職務については、議場の秩序を保持及び議会を代表することから、議長の職務に支障を来さないためにも事務引継を速やかに行う(概ね1週間)ことが望ましい。また、引継書の公開についても、引き継ぎ完了後、速やかに行うものとする。

② 議長公用車の運用

現在、議長公用車を使用した送迎業務は、議会事務局の職員1名が担当しており、当該職員の休暇取得促進や超過勤務の抑制を考慮し、タクシーによる移動も取り入れている。また、将来的には運転委託やハイヤーの借り上げなどを検討する必要があることから、議長公用車の運用については、使用できる時間帯や地域(エリア)の設定など、運用のあり方について整理すべき課題があると、田中前議長より引き継ぎを受けた。今年度は、この引き継ぎに基づき、議長公用車の利用を最小限にとどめるようにした。

まずは、自宅から市役所までの通勤利用を控え、市役所から公務会場への移動については、市役所周辺の会場の場合は徒歩によるよう努めたほか、公用車または公共交通機関を利用した。

また、議会事務局の職員に負担が集中しないよう、特に休日の公務に際しては、議長公用車のほか、共用車またはタクシー等の手段を用いて、調整を行った。

今後、田中前議長から引き継いだ運用について、議長が単独で移動をする時などで、災害や事故に巻き込まれた場合などの不測の事態を考え、必要な場合は対応手法などを検討していただきたい。

■議長公用車の運用について

① 正副議長も議長公務以外の使用の禁止

当然のことながら、議長公用車は、議長公務のための移動に限定して使用するものとする。なお、議長公務とは、議会を代表して行う公務である。

② 自宅から市議会への通勤には議長公用車の使用を控える

公私の線引きが難しい場合も想定されることから、原則、自宅と市議会間の移動については、議長就任前の通常の通勤手段を用いることが望ましい。ただし、本会議開催日には地下駐車場の台数不足が課題となっていることから、通勤にも議長公用車を使用することで地下駐車場の議員スペースを1台でも多く確保する。

③ 早朝・夜間の利用を控える

夜間に及ぶ会合に出席した場合、職員の超過勤務抑制の観点から、会場で待たせることのないよう、市内会場から自宅までの帰路に限り、タクシーを利用する。ただし、市内会場から自宅近くの駅まで電車を使用した場合は、電車代を事後に精算する。会場が市外である場合は、鉄道等公共交通機関を利用する。

④ 休日の利用は極力控え、合理的な判断をする

休日の公務については、議長公用車の利用を自宅と公務会場の移動に限定し、公務の前後の用務や公務会場の駐車場所等を考慮して判断する。ただし、公務会場から政治活動や政務活動を含む私用会場への移動については、議長公用車の使用もやむを得ない場合もあるが、私用会場から私用会場への移動については、原則使用しない。

⑤ 正副議長の使用を優先する

正副議長のいずれも議長公用車を使用していない際には、議会事務局が行う議長公務の準備等議会用務での使用を可能とする。

⑥ 公務関係者以外の者の同乗の禁止

議員以外の者は当然のこととして、議員も含めて、正副議長による公務の移動の際に、事務局の随行以外の者が議長公用車に同乗することは、原則不可とする。

⑦ 議長公用車が使用できない際には、タクシーを利用する

議長公務会場への移動に議長公用車が使用できない際には、自家用車の利用を控えてタクシーを利用する。ただし、鉄道やバスの利用が合理的と判断される場合は、それを可能とする。（原則、公務災害を考慮した市の旅費規程に準じ、自家用車は使用しない。）

③ 議会内での会議への出席

昨年度は「議会運営の課題に関する検討会議」が設置されたため、議長が検討会議に、副議長が広報広聴特別委員会にそれぞれオブザーバーとして出席し、必要に応じて、情報共有を図った。

## 2 協議が継続されている主な課題について

### (1) 議会運営委員会

① 議選監査委員のあり方

平成29年6月の地方自治法の一部改正により、平成30年4月から条例で定めることにより議員のうちから監査委員を選任しないことができるようになった。平成29年7月の議会運営委員会で田中前議長から課題提起があり、市の監査機能強化や監査体制のあり方との関係性を持っていることから、議選監査委員のあり方は、市長の意見も伺った上で、当局と一体的に議論することになった。

平成30年7月の議会運営委員会では、当局から「監査委員監査と内部統制を一体的に検討する必要がある、今後国から示されるガイドラインなども確認の上、令和2年度までに市で検討することを踏まえつつ、年度内には一定の方向性をまとめ、議会に報告したい。」との説明があった。また、平成31年3月の議会運営委員会では、当局から「国における内部統制ガイドライン並びに監査基準案及び実施要領案の確定版の公表が遅れており、平成30年度中としていた報告を延期し、令和元年6月定例会に市の考え方を議会に報告したい。」との説明があった。これらの説明を受け、議会が先行して議選監査委員を減らすことを決めたとしても、結果的に監査機能強化につながらなければ意味がないものになってしまうことから、当局における整理内容を確認した上で改めて協議することとなった。

このようなことから、令和元年6月定例会において当局から内部統制及び監査制度の見直しの方向性について報告を行っていただいた上で、議選監査委員の取り扱いの協議を再開し、年内には議会としての結論が得られるよう協議を進めていただきたい。

② 本会議における質問方法（一問完結方式）

議会基本条例の見直しを協議する中で、会派から、代表・一般質問の内容を傍聴者等により分かりやすくするために、冒頭から一問一答で行うことを可能にしてはどうかとの提案があった。

他市の事例も参考の上、冒頭から一問一答で行う方法、質問の大項目ごとに終了させる方法などについて検討が行われた。手法に関する意見は様々であるが、各会派から質問方法の選択肢を増やしても良いのではないかと意見をいただいた。

そのため、まずは試行を始めやすい大項目ごとに質問を終了させる「一問完結方式」（別添資料1「本会議における質問方法について」参照）を試行し、事例を積み重ねてしっかりと検証を行った上で、「冒頭から一問一答方式」に拡大することを検討してはどうかということを議長から提案し、議会運営委員会で確認の上、第16回12月定例会から試行運用が行われている。

これまで延べ9人の議員が一問完結方式により質問を行ったが、特に問題は起こっておらず、概ね期待された運用が行われているのではないかと考えている。一方、議

長としては、議員及び理事者を指名する回数が増えることや、割当時間内にすべての質問を終了させることができるかということにも注意を払いながら議事整理を行っているところである。

③ 正副委員長の報酬加算の見直し（正副委員長の職責、常任委員会の数）

平成 31 年度（令和元年度）議会関係予算を協議する中で、複数の会派から正副委員長の報酬加算の見直しに関する意見が出された。報酬加算は不要であるとの意見や時間的拘束も多いため必要（額を増やすべき）であるとの意見が出される一方で、過去の議会改革特別委員会では正副委員長の職責とそれに応じた報酬加算という位置づけで整理が行われたが、それから一定の期間が経っており、施策研究テーマを中心とした委員会運営や常任委員会の数なども含めて再度検討すべきではないかとの意見があった。

本件は、正副委員長の職責及び常任委員会の数などについて、新任期の議会運営委員会で改めて協議を行うこととなっている。

## (2) 広報広聴特別委員会

① 議会資料のペーパーレス化

ア 本会議資料、広報広聴特別委員会資料

本会議資料（予算・決算特別委員会全体会を含む議場配付資料）及び広報広聴特別委員会資料については、平成 28 年度から完全ペーパーレス化の試行運用が行われていた。

平成 31 年 1 月の広報広聴特別委員会で行われた検証では、広報広聴特別委員会資料については、平成 31 年 1 月から本格実施することが確認されたが、本会議資料については「改選後の新人議員がタブレットに慣れる期間が必要である」「あと 1 年ほど試行すべき」などの意見があったため、タブレット操作の不安等を解消した上で、今年度中には本格実施に向けた協議を再度行うこととなっている。

イ 議会運営委員会資料、常任委員会資料

平成 30 年 5 月の議会運営委員会及び広報広聴特別委員会において、澁谷前副議長から、議会運営委員会資料も最近では増加傾向にあることから、ペーパーレス化を検討すべきではないかとの課題提起があった。

これを受け、広報広聴特別委員会で、議会運営委員会資料及び常任委員会資料のペーパーレス化について協議が行われ、議会運営委員会の確認を経て、第 15 回 9 月定例会から下記のとおりペーパーレス化の試行運用が開始された。

(ア) 議会運営委員会資料

議事採決区分の確認を行う委員会を除き、完全ペーパーレス化（各委員に配付していただいていた持ち帰り資料を含む）

(イ) 常任委員会資料

審査日程、修正案、議員提出議案、施策研究テーマ及び視察関係資料をペーパーレス化

平成 31 年 1 月の広報広聴特別委員会で行われた検証では、議会運営委員会及び常任委員会資料のペーパーレス化について「特に支障はなかった」、「支障があった

(不慣れな議員がいる。素早くメモを取るには紙が必要等)」との双方の意見があったため、引き続き試行運用を行い、当初予算資料や6月定例会の役選資料なども取り扱った上で再度検証・協議することとなった。

## ② 学生等の議会体験

平成29年度に引き続き、平成30年度も市立西宮高校及び県立西宮今津高校から議会体験の依頼があり、広報広聴特別委員会の正副委員長及び有志の議員に御協力いただき、バーチャル市議会等を行った。

また、平成30年7月には、関西学院大学経済学部の上村敏之教授からバーチャル市議会(大学生編)を実施したいとの依頼があったため、広報広聴特別委員会で実施に向けた協議が行われている。実施日は令和元年11月23日(土・祝日)を予定しており、平成30年度は準備期間として、正副委員長に上村教授との調整や、ゼミ生の事前学習の支援等を行っていただいた。現在は、ゼミ生が3人1組となり、西宮市の事務事業を選定し、調査研究を行っているところであるため、事務局を通じて市の各担当部局にアンケート調査や取材などの事前学習への協力依頼を行った。事業当日は、本会議場でゼミ生がプレゼン(事業評価)を行うことなどが提案されているが、詳細は改選後に協議することとなっている。

## 3 事務の効率化(業務棚卸の実施)について

西宮市議会基本条例に規定されている議員の資質向上、議会の機能向上のためには、それをサポートする議会事務局の機能強化は必須である。近年、議会が委員会機能の強化や広報の強化に取り組む中、議会事務局の業務量が増加しており、田中前議長・澁谷前副議長において平成29年10月から30年6月に業務の棚卸を行ったところである。

田中前議長からは、議会事務局に対して業務棚卸の実施状況について必ず効果を検証し、必要に応じて業務改善を行うとともに、時機を得て報告するよう指示している旨、引き継ぎを受けた。

議会事務局からは、業務改善の主な取り組みとその効果について、別添資料2「事務の効率化(業務棚卸の実施)～超過勤務等の状況と効果検証(議会事務局)」のとおり報告を受けている。

業務棚卸の期間やその後も、種々の業務改善に取り組んだことにより、議会事務局職員の平成30年度の超過勤務時間は、業務棚卸前の平成28年度と比べ395時間の減(12.4%)の減となった。平成30年6月より職員1人が産休・育休に入っていることも考え合わせると、一定の効果が表れていると言える。

今後も、業務の改善や効率化には、継続的に取り組むことが必要である。

## 【 主に議会事務局総務課にかかわる事項 】

### 4 政務活動費について

平成 30 年度交付分の精算について、2 名の議員から提出期限の翌日に必要書類の提出があったため注意を行ったが、議長としては、このほか特に問題のある事案はなかったものと判断している。

収支報告書等の公開開始日については、平成 29 年度交付分は一昨年度より早い 8 月初旬であったが、市民からの「できる限り早く公開すべき」との意見もあることから、公開開始日の前倒しに努める。

なお、今年は、即位に伴う祝日により書類締切日が例年より 1 週間遅い 5 月 7 日とすることが議会運営委員会で確認された。

### 5 議会関係予算について

#### (1) 本会議における速記士配置の見直し

これまで、本会議の際には速記士を議場に配置し、速記法により本会議録を作成していたが、平成 27 年度に大川原元議長より近年主流となっている音声データの送付による方法（音声反訳）に見直してはどうかとの課題提起があった。

歴代議長及び事務局のこれまでの検討結果を踏まえ、令和元年度からは速記士を配置せず、音声反訳による作成方法に見直すこととした。また、これまで当該委託業務は速記士確保のため随意契約となっていたが、委員会記録の反訳業務と契約を一本化し、指名競争入札をすることにより、議会費の節減及び契約事務の改善を図った。

#### (2) 議会棟受付業務及び本会議傍聴受付・整理業務の委託（再掲）

平成 31 年 4 月より、議会棟受付業務及び本会議傍聴受付・傍聴整理業務を委託している。

### 6 議会棟の有効活用等について

#### (1) 議会棟内の各種部屋の配置

近年開催されている連合審査会の折には、適した広さの委員会室がないなどの課題が生じており、図書室、各委員会室、会議室や 2 階の議員談話室・議員待遇者控室など、議会棟内の各種部屋の配置について検討する必要がある旨、田中前議長より引き継ぎを受けたが、課題が多く、具体的な検討ができる状況には至っていない。

#### (2) 歴代議長の写真展示

歴代議長の写真を全員協議会室に展示しているが、展示スペースが残り少なくなっており、かつ、全員協議会室内には第 1 会議室が設置されていることから、展示されている写真が見えづらくなっており、展示場所について検討する必要性が生じている。今後、他市の状況も踏まえた上で、持続性のある新たな展示方法について検討する必要がある。

### (3) 本会議場の積極利用

市民に市政への関心を高めてもらうことを目的とした「西宮市議会本会議場の使用に関する要綱」を運用していることから、今後、積極的な広報が望まれる。

### (4) 子育て世代による傍聴希望者への配慮

乳幼児を連れた委員会傍聴希望者には、過去にD・E応接室を使用していただいたことがある。今後も、現状で可能な限り対応していただきたい。

## 【 主に議会事務局議事調査課に係る事項 】

## 7 定例記者会見

定例会終了後の正副議長による記者会見（平成28年3月から試行運用）が、平成30年3月から本格実施となり、「西宮市議会定例記者会見実施要領」（平成30年5月に作成。別添資料3参照）に基づき各定例会の終了日に記者会見を実施した。

記者会見準備に際しては、正副議長及び議会事務局で分担して説明用資料を作成するとともに、各委員会の審査概要等を確認するため、各正副委員長には定例会ごとのヒアリングに御協力いただいた。

一方、記者会見資料は、定例会の最終日前日に議会運営委員会を開催して確認することになっており、上記のヒアリング実施から日がないため、あらかじめ作成可能な部分については早めに着手するよう心掛けた。併せて、平成31年3月定例会の記者会見資料では、各委員会の概要を文章形式から表形式に改め、資料の読みやすさと作成の簡素化を図ったため、今後の参考とされたい。

また、記者会見当日には、従前の例にならない広報広聴特別委員会の正副委員長にも司会役として出席していただいていたが、今後は記者会見の進行のあり方を見直したうえで簡素化を図り、正副議長のみで実施することなども検討してはどうかと考えている。

## 8 常任委員会

### (1) 施策研究テーマ

平成30年度は、各常任委員会において下記の施策研究テーマについて調査・研究が行われ、令和元年5月末までに報告書を取りまとめの上、当局に提言が行われた。

#### ① 総務常任委員会

- ・ 第5次西宮市総合計画と議会の関与について
- ・ 本庁舎周辺整備・公共施設再配置の考え方について
- ・ 職員の働き方と業務の効率化について

#### ② 民生常任委員会

- ・ 男女共同参画について
- ・ 西宮市環境基本計画について（低炭素社会づくり）

#### ③ 健康福祉常任委員会

- ・ 健康寿命延伸のために（フレイル予防について）

- ④ 教育こども常任委員会
  - ・ 英語教育について
  - ・ 放課後の居場所づくりについて
- ⑤ 建設常任委員会
  - ・ リゾ鳴尾浜について

## (2) 民間事業者等との勉強会

議案審査、施策研究テーマの参考とするため、常任委員会メンバーにより民間事業者を招いて、次のとおり勉強会が開催された。

- ① 総務常任委員会
  - ・ 最新 I C T 勉強会  
(日 時) 平成 30 年 10 月 15 日  
(出席者) 総務常任委員 8 名、当局 6 名、株式会社日立製作所、日本電気株式会社
- ② 民生常任委員会
  - ・ 情報発信拠点についての勉強会  
(日 時) 平成 30 年 8 月 16 日  
(出席者) 民生常任委員 8 名、当局 3 名、日本盛株式会社、大関株式会社、白鹿記念酒造博物館
  - ・ 女性起業家との勉強会  
(日 時) 平成 31 年 2 月 6 日  
(出席者) 民生常任委員 8 名、当局 4 名、女性起業家(みやこむ)、西宮商工会議所

## (3) 正副委員長との懇談会

例年実施されていた常任委員会の正副委員長との懇談会（以下「懇談会」という。）については、12 月定例会における記者会見のヒアリングの際、各正副委員長にアンケートを配付し、「施策研究テーマの進捗と今後の見通し」、「委員会運営全般で日ごろ課題に思われていること」、「委員会運営上の特殊な事例」を聴取するとともに、懇談会の実施について相談した結果、ただちに全体で共有すべき課題がなかったことから、平成 30 年度は開催を見送ることとした。

今後とも、記者会見にかかるヒアリングの場を活用するなど、日頃から委員会の進捗や課題の把握に努めるとともに、懇談会については、開催自体を目的化することなく、有効活用の視点から開催を検討していただきたい。

## 9 議会運営委員会で協議された事項

### (1) 西宮市議会基本条例の見直し

西宮市議会基本条例の改正前の付則第 2 項「この条例は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに見直しを行うものとする。」の規定に基づき、議会運営委員会で西宮市議会基本条例及び同条例施行規程の検証・見直しの協議を行った。



主な見直しの内容としては、本市議会における会派の定義を条例及び施行規程に設けるほか、前述の付則（条例の見直しに関する規定）を削り、条例本則に「議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて検討を加え、その結果に基づき、この条例を見直すものとする。」との規定の追加などが行われた。

同条例については、第17回定例会（3月定例会）に議員提出議案により提出され、全会一致で可決、平成31年3月26日に公布・施行された。また、同施行規程についても、条例と同日付で改正を行った。

## (2) 第5次西宮市総合計画

当局において、第5次西宮市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するにあたり、平成29年7月・9月の総務常任委員会で策定方針等の所管事務報告があり、同年12月定例会では各常任委員会で検討状況の所管事務報告が行われた。これを受けて、平成29年12月の議会運営委員会では、田中前議長から総合計画を市議会で議論する体制をどのようにとっていくべきかについて課題提起があった。

当該協議の中で、会派から「基本計画の各論は、内容が非常に詳細であり10年後の予測も難しいため、各論は作成せず、詳細は実施計画や所管事務報告で審査すべきではないか」等の意見が出されたため、当局の意見も聴取し、①特別委員会は設置しないこと、②議決時期を平成31年3月定例会まで延長すること、③基本計画は簡略化し、詳細な施策はアクションプランに掲載することが確認されていた。

平成30年度は、議会運営委員会での上記確認事項をもとに、6月定例会では総合計画（素案）について、12月定例会ではパブリックコメントの結果について、それぞれ当局から各常任委員会に所管事務報告があり、3月定例会では「第5次西宮市総合計画・基本構想及び基本計画制定の件」が議案として提出され、賛成多数で可決された。

一方、総務常任委員会における施策研究テーマ「第5次西宮市総合計画と議会の関与について」では、総合計画を所管する総務常任委員会ではなく、「当時の正副議長および正副議会運営委員会委員長の4役主導で進められた」ということや、「5年後の総合計画の中間見直しでは、議決対象範囲について協議を行うとともに、基本構想・基本計画・実施計画の三層構造について可能な限り見直し、特に基本計画の目次的記述に関しては修正すべき」などの意見が提言として取りまとめられており、5年後の中間見直しの際には、これらの意見を踏まえて協議する必要がある。

## (3) 決議案第4号

平成29年12月定例会で可決された決議案第4号「坂上明議員とNPO法人との間での金品授受等をめぐる報道に関して、西宮市議会として真相解明に努力する決議」が全会一致で議決されたことに伴い、坂上議員が議会運営委員会（平成30年5月14日、平成31年3月20日）に出席し、本人からの説明及び各会派からの質疑が行われた。

坂上議員からは、平成30年5月14日の委員会では、新聞等で報道されたNPO法人側の主張はいずれも事実と異なるものであること、平成31年3月20日の委員会では、当初は法的な措置も検討していたが、①相手方が刑事告訴等を行うと記者会見で述べていたが、これまで検察や警察からの連絡は一切ないこと、②相手方と西宮市との契約が完全に打ち切られたということ、③相手方の所在が今分らないこと、④この種の裁判には非常に長

期を要すること、以上の理由により弁護士とも協議の上、刑事・民事ともに手続きを見合わせるとの説明があった。

このようなことから、本件はこれ以上真相解明に進展がないと見込まれることから、今後新たな事実関係が判明した場合を除き、本件の協議はこの程度にとどめることとなった。

#### (4) 阪神水道企業団議会

平成 29 年 4 月に阪神水道企業団に宝塚市が加入したことに伴い、同企業団において阪神水道企業団議会運営委員会（以下「阪水議運」という。）の定数及び委員構成の協議が行われた。

平成 30 年 5 月 14 日の議会運営委員会では、本市議会から阪神水道企業団議会議員に選出している花岡議員から、阪水議運で協議されている概要・論点について説明があり、本市議会としての意見も披歴する必要があるため、過去の経過を踏まえた本市議会の意見をもって阪水議運に臨みたいとの説明があった。

また、議会運営委員会において、平成 30 年 5 月 31 日には花岡議員から協議の進捗について報告があり、11 月 8 日には後任の岩下議員からも調整が難航しており、協議が継続されている旨の報告があった。

その後、阪水議運では神戸市及び尼崎市の定数調整が協議された結果、平成 31 年 2 月 13 日の議会運営委員会において岩下議員から、平成 30 年 12 月 25 日の阪水議運で調整が整い、全体の定数は変更せず、尼崎市を 1 名減し、宝塚市を 1 名加えることで決定されたとの報告があった。

一方、同企業団では、今年度中に各市の費用負担のあり方を含めた財政計画が決定される予定となっており、今後とも本市選出議員には適宜情報を共有していただくようお願いしたい。

#### 【参考】 阪水議運の委員構成の見直し

- ・ 平成 31 年 1 月 29 日改正、令和元年 8 月開催予定の第 1 回臨時会から施行
- ・ 定数 8 人 : 神戸市 4 人、尼崎市 2 人→1 人、西宮市 1 人、芦屋市 1 人、宝塚市 0 人→1 人

### 10 議会運営の課題に関する検討会議で協議された事項

#### (1) 西宮市議会 B C P（業務継続計画）

「議会運営の課題に関する検討会議」において「西宮市議会 B C P（業務継続計画）（案）」及び「発災時の議会行動マニュアル（案）」が作成され、平成 30 年 6 月の議会運営委員会を確認の上、策定された。

また、平成 30 年 8 月 1 日に再設置された「議会運営の課題に関する検討会議」では、議会の機能を回復するための行動や様々な災害を想定した行動についてさらに検討が行われ、「西宮市議会 B C P（業務継続計画）」及び「発災時の議会行動マニュアル」の見直し案が作成され、議会運営委員会を確認の上、平成 31 年 3 月 20 日に改訂を行った。

## (2) 西宮市議会議員政治倫理条例

「議会運営の課題に関する検討会議」において「西宮市議会議員政治倫理条例（草案）」が作成され、平成30年6月の議会運営委員会では、条例制定に向けた方向性を確認し、「議会運営の課題に関する検討会議」で法制面の確認や施行規程等について引き続き調査研究を進めていただくこととなった。

平成30年8月1日に再設置された「議会運営の課題に関する検討会議」では、草案作成の段階では意見が分かれていた事項や審査申出書の提出の際に合わせて提出を求める政治倫理基準に反するとの疑いを持たれた行為があることを証する書類等の取り扱い、審査会の設置などについても協議が行われた。その後、平成31年2月に「西宮市議会議員政治倫理条例（案）」が作成され、議会運営委員会で確認の上、第17回定例会（3月定例会）に議員提出議案として提出され、全会一致で可決された。

また、「議会運営の課題に関する検討会議」では令和元年10月1日の条例施行に向け、引き続き施行規程等の検討が行われ、令和元年5月に「西宮市議会議員政治倫理条例施行規程（案）」及び「西宮市議会議員政治倫理条例施行要領（案）」等が作成され、議会運営委員会で確認の上、令和元年5月27日付で同施行規程及び同施行要領を制定した。

## 11 その他

### (1) 議場における写真・ビデオ撮影等

議場における写真・ビデオ撮影の取り扱いについて、平成27年9月定例会において申合せの解釈で事務局が対応に苦慮する事案が発生したため、申合せの見直しについて議会運営委員会で協議し、平成28年6月定例会から試行運用が行われていた（別添資料4「議場における写真・ビデオ撮影等について」参照）。

これまで試行運用の結果を踏まえ、平成30年11月の広報広聴特別委員会で本格実施することを提案し、平成30年11月22日の議会運営委員会で本格実施（正式に申合せを変更）することが確認された。

議長においては、本件申合せの見直しに合わせ「議場における写真・ビデオ撮影等にかかる禁止行為の対応指針」（別添資料5参照）が作成・確認されているため、本会議運営にかかる対応の参考にしていきたい。

### (2) パソコン通訳

聴覚障害のある方が本会議や委員会を傍聴する際にパソコン通訳を許可してほしいとの要望が市民の声で寄せられ、議会運営委員会で協議を行い、平成28年12月定例会から試行運用（別添資料6「パソコン通訳（試行運用）について」参照）が行われている。

一方、実際にパソコン通訳を利用したいとの相談はこれまでなく、現時点で受け入れの実績がないことから、令和元年5月14日の議会運営委員会で、新任期でも試行運用を続け、受け入れの実績ができてから、改めて議会運営委員会で検証・御協議することとした旨提案し、試行運用を継続することが確認された。

議長においては、今後パソコン通訳の相談があれば、別添資料6をもとに、できるだけ市民等の希望に応えられる形で受け入れていただき、その結果をもとに検証や改善等を検討していきたい。